（介護保険法施行規則附則第二十七条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額の一部改正）

第二十七条　介護保険法施行規則附則第二十七条第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額（平成十八年厚生労働省告示第四百八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後		
所得の区分	居室等の区分	額
一　施行規則附則第二十七条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる者	（略）	（略）
	ユニット型個室的多床室	一日につき千三百十円
二　施行規則附則第二十七条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる者	（略）	（略）
	ユニット型個室的多床室	一日につき四百九十円
	（略）	（略）

備考

一　（略）

二　この表において「ユニット型個室的多床室」とは、特定居住費用告示の表備考二に規定するユニット型個室的多床室をいう。

三・四　（略）

改正前		
所得の区分	居室等の区分	額
一　施行規則附則第二十七条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる者	（略）	（略）
	ユニット型準個室	一日につき千三百十円
二　施行規則附則第二十七条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる者	（略）	（略）
	ユニット型準個室	一日につき四百九十円
	（略）	（略）

備考

一　（略）

二　この表において「ユニット型準個室」とは、特定居住費用告示の表備考二に規定するユニット型準個室をいう。

三・四　（略）

（厚生労働大臣が定める特別療養費に係る指導管理等及び単位数の一部改正）

第二十八条　厚生労働大臣が定める特別療養費に係る指導管理等及び単位数（平成二十年厚生労働省告示第二百七十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	
別表	
1　感染対策指導管理（1日につき）	6単位
注　（略）	
2　褥瘡（じょくそう）対策指導管理（1日につき）	6単位
注　（略）	
3～13　（略）	

改正前	
別表	
1　感染対策指導管理（1日につき）	5単位
注　（略）	
2　褥瘡（じょくそう）対策指導管理（1日につき）	5単位
注　（略）	
3～13　（略）	

（厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域の一部改正）

第二十九条　厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成二十一年厚生労働省告示第八十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一　指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費の注13、訪問入浴介護費の注6、訪問看護費の注8、訪問リハビリテーション費の注4、居宅療養管理指導費のイ(1)及び(2)の注4、ロ(1)から(3)までの注3、ハ(1)及び(2)の注4、ニ(1)から(3)までの注3及びホ(1)から(3)までの注3並びに福祉用具貸与費の注2、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生労働省告示第二十号）別表	一　指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）の訪問介護費の注12、訪問入浴介護費の注6、訪問看護費の注8及び福祉用具貸与費の注2、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生労働省告示第二十号）別表指定居宅介護支援介護給付費単位数表（以下「指定居宅介護支援介護給付費単位数表」という。）の居宅介護支援費の注4、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に